

第126回丹波篠山市議会2月3日会議

議会提出議案



令和8年2月3日

丹波篠山市

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第1号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）

理 由 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費の計上

令和8年1月21日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第3号

丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成11年篠山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条中「8,000円」を「8,200円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「15,800円」を「16,600円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「26,200円」を「29,100円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「29,800円」を「35,500円」に、「31,600円」を「38,700円」に改める。

第27条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125を」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105を」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5を」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50を」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5を」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	396,800		
87	266,500	306,100	356,100	397,100		
88	266,800	306,400	356,500	397,400		
89	267,100	306,700	356,700	397,700		
90	267,400	307,000	357,100	398,000		
91	267,700	307,300	357,500	398,300		
92	268,000	307,600	357,900	398,600		
93	268,300	307,800	358,100	398,900		
94		308,000	358,400	399,200		
95		308,300	358,800	399,500		
96		308,700	359,100	399,800		
97		308,900	359,400	400,100		
98		309,200	359,800	400,400		
99		309,500	360,200	400,700		
100		309,900	360,600	401,000		
101		310,100	361,100	401,300		
102		310,400	361,500	401,600		
103		310,700	361,900	401,900		
104		311,000	362,300	402,200		
105		311,200	362,800	402,500		
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				

	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第7条関係)
医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300
	2	307,900	418,300	472,300
	3	310,200	420,900	474,200
	4	312,400	423,300	476,100
	5	314,500	425,600	477,500
	6	318,000	427,800	479,200
	7	321,500	429,800	481,000
	8	324,900	431,900	482,800
	9	328,300	434,000	484,600
	10	331,800	435,500	486,300
	11	335,200	437,000	488,100
	12	338,600	438,500	489,900
	13	342,000	439,900	491,700
	14	345,500	441,300	493,400
	15	348,900	442,800	495,200
	16	352,300	444,200	497,000
	17	355,700	445,500	498,800
	18	358,800	447,000	500,700
	19	362,000	448,400	502,600
	20	365,200	449,800	504,500
	21	368,500	451,100	506,400
	22	371,600	452,600	508,100
	23	374,700	454,000	509,900
	24	377,700	455,400	511,700
	25	380,800	456,800	513,300
	26	383,100	458,200	515,100
	27	385,400	459,500	516,900
	28	387,600	460,900	518,400
	29	389,500	462,300	519,800
	30	391,200	463,600	521,500
	31	392,900	465,000	523,300
	32	394,700	466,400	525,000
	33	396,400	467,700	526,500
	34	398,200	469,100	527,800
	35	399,800	470,400	529,100
	36	401,100	471,800	530,400
	37	402,500	473,200	531,400
	38	403,900	474,900	532,700
	39	405,300	476,500	534,000
	40	406,700	478,000	535,300
	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200	

59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	
81		504,700	
82		505,300	
83		505,900	
84		506,400	
85		506,900	
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3(第7条関係)
看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	221,700	254,700	330,800
	2	223,600	256,800	331,800
	3	225,400	259,000	332,800
	4	227,100	261,200	333,700
	5	228,800	263,400	334,700
	6	230,700	264,400	335,900
	7	232,500	265,200	337,100
	8	234,200	266,100	338,300
	9	235,900	266,900	339,200
	10	237,800	268,000	340,400
	11	239,700	269,100	341,500
	12	241,600	270,000	342,600
	13	243,400	270,800	343,600
	14	245,400	271,500	344,700
	15	247,400	272,200	345,800
	16	249,400	273,000	346,900
	17	254,700	274,100	348,000
	18	256,800	275,000	349,100
	19	259,000	275,900	350,200
	20	261,200	276,800	351,300
	21	263,400	277,800	352,400
	22	264,400	278,800	353,600
	23	265,200	279,700	354,700
	24	266,100	280,700	355,800
	25	266,900	281,500	356,800
	26	268,000	282,400	358,100
	27	269,100	283,300	359,400
	28	270,000	284,200	360,700
	29	270,800	285,200	361,900
	30	271,500	285,900	363,400
	31	272,200	286,600	364,900
	32	273,000	287,300	366,400
	33	274,100	287,900	367,600
	34	275,000	288,500	369,100
	35	275,900	289,000	370,500
	36	276,800	289,400	371,900
	37	277,800	296,800	373,300
	38	278,800	297,200	374,300
	39	279,700	297,600	375,700
	40	280,700	298,100	377,000
	41	281,500	298,600	378,300
	42	282,400	299,100	379,700
	43	283,300	299,500	381,000
	44	284,200	300,000	382,300
	45	285,200	300,400	383,800
	46	285,900	307,300	385,000
	47	286,600	307,800	386,100
	48	287,300	308,300	387,300
	49	287,900	308,800	388,400
	50	288,500	309,300	389,300
	51	289,000	309,800	390,300
	52	289,400	310,400	391,200
	53	295,800	310,800	391,800
	54	296,300	311,300	392,600
	55	296,800	311,800	393,400
	56	297,200	312,400	394,200
	57	297,600	312,900	394,900
58	298,100	313,300	395,600	

59	298,600	313,900	396,300
60	299,100	314,600	396,900
61	307,300	315,200	397,500
62	307,800	315,800	398,100
63	308,300	316,700	398,800
64	308,800	317,500	399,400
65	309,300	318,400	400,100
66	309,800	319,200	400,600
67	310,400	320,100	401,200
68	310,800	321,000	401,700
69	311,300	321,800	402,100
70	311,800	322,600	402,700
71	312,400	323,400	403,100
72	312,900	324,300	403,400
73	313,300	325,200	403,700
74	313,900	325,900	404,200
75	314,600	327,000	404,600
76	315,200	328,100	404,900
77	315,800	329,100	405,200
78	316,700	330,200	405,700
79	317,500	331,200	406,200
80	318,400	332,300	406,600
81	319,200	333,400	406,900
82	320,100	334,500	407,300
83	321,000	335,600	407,800
84	321,800	336,700	408,200
85	322,600	337,800	408,600
86	323,400	338,600	409,000
87	324,300	339,700	409,400
88	325,200	340,800	409,800
89	325,900	341,800	410,200
90	327,000	342,700	410,600
91	328,100	343,600	411,000
92	329,100	344,600	411,400
93	330,200	345,600	411,800
94	331,200	346,800	412,200
95	332,300	348,100	412,600
96	333,400	349,300	413,000
97	334,500	350,500	413,400
98	335,600	351,400	
99	336,700	352,600	
100	337,800	353,700	
101	338,600	355,000	
102	339,700	356,000	
103	340,800	356,900	
104	341,800	358,000	
105	342,700	359,200	
106	343,600	360,300	
107	344,600	361,500	
108	345,600	362,700	
109	346,800	363,700	
110	348,100	364,700	
111	349,300	365,700	
112	350,500	366,800	
113	351,400	367,900	
114	352,600	368,700	
115	353,700	369,800	
116	355,000	370,900	
117	356,000	371,900	
118	356,900	372,600	
119	358,000	373,400	
120	359,200	374,200	
121	360,300	374,900	
122	361,500	375,500	

	123	362,700	376,000
	124	363,700	376,500
	125	364,700	377,000
	126	365,700	377,600
	127	366,800	378,100
	128	367,900	378,600
	129	368,700	379,100
	130	369,800	379,500
	131	370,900	379,900
	132	371,900	380,500
	133	372,600	381,000
	134		381,300
	135		381,800
	136		382,100
	137		382,400
	138		383,000
	139		383,500
	140		384,000
	141		384,500
	142		385,100
	143		385,600
	144		386,100
	145		386,500
	146		387,100
	147		387,600
	148		388,100
	149		388,600
	150		389,200
	151		389,600
	152		390,100
	153		390,600
	154		391,200
	155		391,800
	156		392,400
	157		393,000
	158		393,600
	159		394,200
	160		394,800
	161		395,400
	162		396,000
	163		396,600
	164		397,200
	165		397,800
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額		
	円 248,800		

備考 この表は、療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

第2条 丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号中アからタまでを削り、同条3項中「及び」を「、」に、「f)の」を「f)及び前項第1号に定める額の」に改め、同条第4項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、

同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を削る。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年篠山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第9条第2項中「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第4条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を削り、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改め、「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を削る。

(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波篠山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100

54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800

別表第2(第3条関係)
看護職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	221,700
2	223,600
3	225,400
4	227,100
5	228,800
6	230,700
7	232,500
8	234,200
9	235,900
10	237,800
11	239,700
12	241,600
13	243,400
14	245,400
15	247,400
16	249,400
17	251,400
18	253,400
19	255,500
20	257,500
21	259,400
22	261,200
23	263,400
24	264,400
25	265,200
26	266,100
27	266,900
28	268,000
29	269,100
30	270,000
31	270,800
32	271,500
33	272,200
34	273,000
35	274,100
36	275,000
37	275,900
38	276,800
39	277,800
40	278,800
41	279,700
42	280,700
43	281,500
44	282,400
45	283,300
46	284,200
47	285,200
48	285,900
49	286,600
50	287,300
51	287,900
52	288,500
53	292,200
54	293,100
55	294,000
56	294,900
57	295,800
58	296,800

59	297,600
60	298,600
61	301,400
62	301,800
63	302,300
64	302,700
65	303,200
66	303,600
67	304,100
68	304,500
69	305,000
70	305,600

第6条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「第9項」を「第8項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（丹波篠山市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。））による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定（丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。））による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定（丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「会計年度任用職員条例」という。））による改正後の会計年度任用職員条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第4号

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年篠山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える

第2条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 5 号

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

丹波篠山市基金条例（平成 1 1 年篠山市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 6 号

丹波篠山市西紀地区防災行政無線放送施設条例を廃止する条例

丹波篠山市西紀地区防災行政無線放送施設条例（平成 1 1 年篠山市条例第 2 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第7号

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例

丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

丹波篠山市立 四季の森運動 公園グラウン ド	1,500	2,000		500円 ／時間
丹波篠山市立 城東グラウン ド 丹波篠山市立 今田グラウン ド	1,500	2,000	2,000	500円 ／時間

」

を

「

丹波篠山市立 城東グラウン ド 丹波篠山市立 四季の森運動 公園グラウン ド 丹波篠山市立 今田グラウン ド	1,500	2,000	2,000	500円 ／時間
---	-------	-------	-------	-------------

」

に、

「

丹波篠山市立城 東グラウンド・ 丹波篠山市立今 田グラウンド照 明設備	4基使用 2,000円/時間	500円/ 時間・基
	6基使用 3,000円/時間	

」

を

「

丹波篠山市立城 東グラウンド・ 丹波篠山市立今 田グラウンド照 明設備	4基使用 2,000円/時間	500円/ 時間・基
	6基使用 3,000円/時間	
丹波篠山市立四 季の森運動公園 グラウンド照明 設備	2基使用 600円/時間	300円/ 時間・基

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第8号

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市国民健康保険税条例（平成11年篠山市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.23」を「100分の7.35」に改める。

第4条中「29,304円」を「31,680円」に改める。

第5条第1号中「20,100円」を「20,340円」に改め、同条第2号中「10,050円」を「10,170円」に改め、同条第3号中「15,075円」を「15,255円」に改める。

第6条中「100分の2.97」を「100分の3.01」に改める。

第7条中「12,000円」を「13,020円」に改める。

第7条の2第1号中「7,848円」を「8,208円」に改め、同条第2号中「3,924円」を「4,104円」に改め、同条第3号中「5,886円」を「6,156円」に改める。

第8条中「100分の2.59」を「100分の2.63」に改める。

第9条中「12,696円」を「13,380円」に改める。

第9条の2中「6,216円」を「6,840円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「20,513円」を「22,176円」に改め、同号イ（ア）中「14,070円」を「14,238円」に改め、同号イ（イ）中「7,035円」を「7,119円」に改め、同号イ（ウ）中「10,553円」を「10,679円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「9,114円」に改め、同号エ（ア）中「5,494円」を「5,746円」に改め、同号エ（イ）中「2,747円」を「2,873円」に改め、同号エ（ウ）中「4,121円」を「4,310円」に改め、同号オ中「8,888円」を「9,366円」に改め、同号カ中「4,352円」を「4,788円」に改め、同項第2号ア中「14,652円」を「15,840円」に改め、同号イ（ア）中「10,050円」を「10,170円」に改め、同号イ（イ）中「5,025円」を「5,085円」に改め、同号イ（ウ）中「7,538円」を「7,628円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「6,510円」に改め、同号エ（ア）中「3,924円」を「4,104円」に改め、同号エ（イ）中「1,962円」を「2,052円」に改め、同号エ（ウ）中「2,943円」を「3,078円」に改め、同号オ中「6,348円」を「6,690円」に改め、同号カ中「3,108円」を「3,420円」に改め、同項第3号ア中「5,8

61円」を「6,336円」に改め、同号イ(ア)中「4,020円」を「4,068円」に改め、同号イ(イ)中「2,010円」を「2,034円」に改め、同号イ(ウ)中「3,015円」を「3,051円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,604円」に改め、同号エ(ア)中「1,570円」を「1,642円」に改め、同号エ(イ)中「785円」を「821円」に改め、同号エ(ウ)中「1,178円」を「1,232円」に改め、同号オ中「2,540円」を「2,676円」に改め、同号カ中「1,244円」を「1,368円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,396円」を「4,752円」に改め、同号イ中「7,326円」を「7,920円」に改め、同号ウ中「11,722円」を「12,672円」に改め、同号エ中「14,652円」を「15,840円」に改め、同項第2号ア中「1,800円」を「1,953円」に改め、同号イ中「3,000円」を「3,255円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「5,208円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,510円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 9 号

丹波篠山市営駐車場条例の一部を改正する条例

丹波篠山市営駐車場条例（平成 17 年篠山市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

区分		駐車料	
一時駐車	1 日を超えない場合 で、1 回当たり	普通車	平日 200 円
			土日祝日 4 00 円
		大型車	1,000 円
	1 日を超え、以降 1 日ごとに	普通車	平日 200 円
		土日祝日 4 00 円	
大型車		1,000 円	
定期駐車	1 月当たり	普通車	3,000 円
一時駐車	1 時間未満	無料	
	1 時間以上 2 時間未 満	普通車	200 円
	2 時間以上、1 日 を超えない場合で、1 回当たり	普通車	400 円
	1 日を超え、以降 1 日ごとに	普通車	400 円
一時駐車	1 時間未満	無料	
	1 時間以上 2 時間未 満	普通車	200 円
	2 時間以上、1 日 を超えない場合で、1 回当たり	普通車	400 円
	1 日を超え、以降 1	普通車	400 円

	日ごとに	
定期駐車	1月当たり	普通車 3,000円

を
「

区分			駐車料
一時 駐車	通常期	1日を超えない場合で、1回当たり	普通車 500円
			大型車 1,000円
		1日を超え、以降1日ごとに	普通車 500円
			大型車 1,000円
	繁忙期	1日を超えない場合で、1回当たり	普通車 800円
			大型車 1,300円
	1日を超え、以降1日ごとに	普通車 800円	
		大型車 1,300円	
定期 駐車	1月当たり		普通車 3,000円
一時 駐車	通年	1時間未満	無料
	通常期	1時間以上、1日を超えない場合で、1回当たり	普通車 500円
			1日を超え、以降1日ごとに
	繁忙期	1時間以上、1日を超えない場合で、1回当たり	普通車 800円
			1日を超え、以降1日ごとに
	一時 駐車	通年	1時間未満
	通常期	1時間以上、1日を超えない場合で、1回当たり	普通車 500円

		1日を超え、以降 1日ごとに	普通車 500円
	繁忙期	1時間以上、1日 を超えない場合 で、1回当たり	普通車 800円
		1日を超え、以降 1日ごとに	普通車 800円
定期 駐車	1月当たり		普通車 3,000円

に改める。

別表第2備考1を削り、備考2を備考1とし、同備考に次のように加える。

2 この表において「通常期」及び「繁忙期」とは、次に掲げる月をいう。

- (1) 通常期 1月、2月、3月、6月、7月、8月及び12月
- (2) 繁忙期 4月、5月、9月、10月及び11月

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第10号

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年篠山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

し尿	市が収集するもの	10リットルにつき 136円	10リットル未満の端数が生じた場合は、10リットルに切り上げ、1回の手数料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して算出する。
	市の処理施設へ投入するもの	10リットルにつき 68円	

」

を

「

し尿	市が収集するもの	仮設便所1基につき 4,760円	工事のために一時的に設置された便所
		10リットルにつき 136円	10リットル未満の端数が生じた場合は、10リットルに切り上げ、1回の手数料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して算出する。
	市の処理施設へ投入するもの	10リットルにつき 68円	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第11号

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波篠山市火災予防条例（平成11年篠山市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 1 2 号

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

丹波篠山市基金条例（平成 1 1 年篠山市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三宅教育文化 基金	教育文化の向上を図るため、 次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要 な財源に充てるとき。
--------------	--	-----------------------------

附表三宅教育文化基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第13号

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成12年篠山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表1 入館料の表中「700円」を「1,000円」に改め、同表2 特別入館料の表中「1,000円」を「1,400円」に改め、同表3 施設利用料の表中

「

区分	基準金額		
	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円
ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円

」

を

「

区分	基準金額			
	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)	1か月
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	
ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円	
多目的ルーム	1,300円	1,800円	3,100円	110,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第14号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波篠山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第15号

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、兵庫県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用す

る支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定

- 乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
 - 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

- 第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児

等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差

別取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域

型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提

出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただ

し、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

- 第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第16号

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32の規定に基づき、丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置について定めるものとする。

(乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置)

第2条 丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、1人当たり月3時間を上限とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第17号

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部
を改正する条例

(丹波篠山市保育所条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条の見出しを「（保育料及び利用料の減免）」に改め、同条中「保育料」を「保育料及び利用料」に改め、同条を第10条とする。

第8条に次の1項を加える。

2 利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（保育料及び利用料）」に改め、同条第1項中「保育料」を「第2条の保育に係る保育料」に改め、同条第2項中「保護者は、前項」を「保育所に入所した児童の保護者は第1項」に改め、「保育料を」の次に「、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は前項に規定する利用料を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施）

第7条 第3条に規定する保育所において、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

(丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（保育料及び利用料の減免）」に改め、同条中「保育料」を「保育料及び利用料」に改め、同条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。

2 利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（保育料及び利用料）」に改め、同条第1項中「保育料」を「第3条の事業に係る保育料」に改め、同条第2項中「保護者は、前

項」を「認定こども園に入園した者の保護者は第1項」に改め、「保育料を」の次に「、乳児等通園支援事業を利用する者の保護者は前項に規定する利用料を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業の実施)

第5条 第2条に規定する認定こども園において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第18号

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例（平成29年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、子育てママフィールドの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、第3条各号に掲げる業務とする。

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第2条 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

第11条を第14条とする。

第10条第3項中「、「指定管理者」」を「「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	9時～12時	13時～17時
コミュニティー ルーム	400円	600円
グループルーム		
スタジオルーム		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 19 号

丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市立歴史美術館条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市立歴史美術館条例（平成 11 年篠山市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、1,000 円の範囲内で市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分	入館料（1 人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（18 歳以上）	500 円	400 円	1 20 人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18 歳の高校生等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の 6 歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	300 円	200 円	

(丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例（平成 11 年篠山市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	入館料（1 人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（18 歳以上）	500 円	400 円	1 20 人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18 歳の高校生等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の 6 歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	300 円	200 円	

(丹波篠山市立青山歴史村条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市立青山歴史村条例（平成11年篠山市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	入館料（1人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（18歳以上）	500円	400円	1 20人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	300円	200円	

（篠山城大書院条例の一部改正）

第4条 篠山城大書院条例（平成11年篠山市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、1,000円の範囲内で市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 入館料

区分	入館料（1人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（18歳以上）	500円	400円	1 20人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	300円	200円	

2 使用料

区分	9:00～12:00	13:00～17:00
孔雀の間	2,000円	2,000円
てまりの間	2,000円	2,000円
虎の間	5,000円	5,000円

上段の間	50,000円	50,000円
史跡庭園	50,000円	50,000円

(丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部改正)

第5条 丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例（平成13年篠山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（共通入館料）」に改め、同条第1項中「4館共通入館料」を「共通入館料」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	4館共通入館料 (1人当たり)	2館共通入館料 (1人当たり)	備考
大人(18歳以上)	1,000円	800円	1 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の共通入館料は、無料とする。
高校生以下	600円	400円	

第2条第4項中「4館共通入館券」を「共通入館券」に改める。

第3条の見出しを「（旅行者向け観光券契約）」に改め、同条第1項中「旅行代理店」を「旅行者」に、「送客手数料」を「取扱手数料」に改め、同条第2項中「送客手数料」を「取扱手数料」に、「入館料に対して10分の1を旅行代理店」を「旅行者が旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条第1項の規定により定めた旅行業務の取扱いの料金の額の範囲内で旅行者」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第1項中「4館共通券」を「共通入館券」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第20号

丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者の指定について

丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市小野奥谷302番地
クラブ篠山キャンプ場
横尾 仁哉
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第21号

篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 京都府京都市中京区西ノ京西月光町18番2-1
一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール
代表理事 砂山 真一
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 22 号

丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者の指定
について

丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号
丹波篠山スポーツネットワーク
代表企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
構成企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水野 明人
構成企業 丹波篠山市黒岡 1 9 1 番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本 季伸
構成企業 西宮市産所町 1 4 番 6 号
株式会社双葉化学商会
代表取締役 京藤 光江
- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 23 号

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入契約について

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末の購入契約について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 66 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 小学校、中学校、特別支援学校に在籍する児童生徒が授業等で使用するコンピューター端末の更新
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 173,826,620 円
- 4 契約の相手方 兵庫県尼崎市下坂部三丁目 4 番 30 号 エクシオグループ（株）兵庫総合技術センター内
日本電通株式会社 神戸支店
神戸支店長 辻田 康秀

令和 8 年 2 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明